

政務活動費活動報告（研修）

- (1) 研修名 岐路に立つ生活保護
どう変わるか どう変えるか
- (2) 参加者 辻 真理子
- (3) 日時・場所 2013年8月23日～24日
名古屋市中小企業振興会館 吹上ホール
(名古屋市中区千種区吹上二丁目6番3号)

【1. 研修目的】

平成25年8月から3年間で、生活扶助費を670億円（6.5%削減）。段階的に引き下げる事となった。過去最大の下げ幅であり、96%の生活保護世帯が減額の対象となる。特に子育て世帯の下げ幅は最大10%と大きい。

この減額は生活保護費のみにとどまらず、低所得者の住民税、年金保険料、介護保険料等に影響を及ぼし、就学援助金への影響も少なくない。厚生労働省でも、一般低所得者世帯への影響や子どもの貧困への連鎖に対し配慮が必要と認めているが、地方自治体はこれにどのように対処すべきかを研修を通じて学びたい。

【結果報告】

(1) 内 容

① 生活保護の現状

- ・平成25年2月、生活保護受給者は約215万人となった。戦後の昭和26年では敗戦による生活困窮者があふれ、生活保護受給者は約205万人であったが、その後、神武景気、岩戸景気、オリンピック景気、イザナギ景気を経て、日本経済は安定・発展し、国民の生活も安定してきた。その後、平成のバブル景気で日本の経済は更に発展し国民の生活は安定し、生活保護受給者は約88万人（平成7年）まで減少した。
- ・しかし、バブルはあえなく崩壊して日本経済は破綻。生活困窮者が著しく増加し、更に非正規雇用の政策が一部の若者を生活困窮に追いやることとなり、平成25年には敗戦直後の205万人を越え、約215万人の生活保護受給者を生む結果となった。
- ・生活保護費は平成24年度全国で3.7兆円となり、10年前の平成14年の2.2兆円をはるかに上回っている。

② 「こんなことやってます！ 行政による生活困窮者支援」

- ・1999年4月から滋賀県野洲郡野洲町（当時）の消費者相談員（非正規職員）であった生水（しょうず）裕美さんは2008年より野洲市の正規職員となっておられるが、その活躍はめざましい。「改革に関する集中検討会議」委員。2012年厚生労働省「家計再建支援モデル調査研究事業」「生活困窮自立促進プロセス構築モデル事業統括委員会」委員。
- ・野洲市の「市民生活相談課」は次のような取り組みをされている。

市役所を訪ねてくる生活困窮者は様々な問題を複合的に抱えている。税金の滞納、上下水道費の滞納、市営住宅の賃料の滞納、その他国民年金保険料、健康保険料、学校の給食費等々の滞納。その上、借金を抱えていて返済に行き詰まっている例もあり、解決の糸口は容易には見えてこない。

- ・野洲市では、生活困窮者の相談が市民生活相談課に入れば、ワンストップで7つの課の職員が一堂に集まり、必要な支援を一括して行う。市役所外からも応援を受け、弁護士・司法書士・看護師も対応する。

③ 貧困の連鎖を断つ学習支援の実践

- ・近年の調査によれば、子ども期における経済的事情が子ども期のみの影響に止まらず、成人して以降の経済的事情に大いに影響が及んでいることが分かってきている。大阪府堺市の調査によれば、同市の390世帯を調査したものであるが、世帯主が子ども期に育った家族も生活保護を受給していた割合が25.1%であった。母子家庭に限ると41%である。
- ・このような状況を「不利益の連鎖」と名付け、15歳ころの貧困が教育の機会を制限し、恵まれない職業選択をもたらし、生涯にわたって低い生活水準を引きずる結果となっている。
- ・そこで、生活困窮な世帯（生活保護世帯を含む）を対象とした学習支援の始まりは、1987年の「東京の江戸川中3勉強会」とされている。当時は1人のケースワーカーが個人的に子どもの学習面の指導を行ったことから始まった活動であったが、子どもへの支援は2009年に実施された「子どもの健全育成支援事業」である。子どもの健全育成という観点から、日常生活支援、養育支援、教育支援等、幅広い支援を細かく展開することが重要である。

(2) 考 察

- ・生活保護の受給者は、215万人を越えた。世帯で見ると、8割以上が高齢者、傷病者、母子家庭である。それ以外の働ける年齢層は2011年度では約17%と言われている。背景には低賃金で不安定な非正規雇用がある。勤労者の約2割は年収200万円以下で、雇用保険の給付も不十分で、失業すれば生活保護に直結する。
- ・困窮者は様々な苦しい問題を複合的に抱え、生活保護の扉を叩くわけであり、精神的・肉体的に疲弊している。自治体職員は縦割りの行政でたらい回しにすることなく、生活困窮者に寄り添い、社会復帰までの道のりを共に歩む覚悟と優しさが必要であると思う。
- ・また一方では生活保護費の不正受給という問題がある。貧困ビジネスの撲滅にも取り組まなければならない。
- ・最後に、生活保護の基準額を引き下げると、就学支援制度が影響を受けることに各自治体はどのように対処するのか注目される場所である。学用品、制服代、修学旅行費用などがその例である。子どもたちに貧困による苦しみ、悲しみを与えないような配慮必要性を痛感した。